

## 史料紹介と解説・染地氏家譜支流（系祖二世実元）

はじめに

最近、「染地氏家譜支流（系祖二世実元）」発見された。この家譜について、史料翻刻を行い、その内容を紹介し若干の解説を加えた。稲村賢敷は、染地氏について次のように記している『宮古島庶民史』、一九七二年、三一書房、二五六～二五七頁。

伊良部から起こったと思われる氏族には染地氏（そめず実姓）（ふりがなは稲村）がある。この氏からは第四代砂川頭職実忠（屋号尻染地）が出て、尚豊王代（一六二〇～一六三二年）に平良（砂川の誤り＝平良）頭職になつてゐるから、中古の初め頃には相当勢力があつた氏族のように思われるので、この氏族も与那国征伐に参加した伊良部出身の前記三人のうちいずれかの子孫であると思う。現在は伊良部村字長浜に染地氏は多い。

「染地氏家譜支流（系祖二世実元）」は、家譜の内容から見て、明らかに平良五箇（町方）の土族である。稲村のいう「この氏族も」以下の記述は誤っている。家譜には、一八六四年に七世実教（二七五八年生まれ、没年不詳）の養子となつたことが記されている。八世実寿（実寿は実際には九世に当たる）、七世実教の没後に養子となつたと考えられることから、近世社会における土族の系統維持の仕組みを考えるうえで、貴重な史料である（後詳述）。また、宮古島の近世史料では唯一、「与頭」という役職がみえる史料である。

平良 勝保

「染地氏家譜支流（系祖二世実元）」（以下「系祖二世実元家譜」という）の系統は、特に伊良部島で繁栄しているが、その最初の人物は七世実克である。七世実克は伊良部島在住で、一八三五年に六世実時の養子となつている（後詳述）。その系譜を引く者のなかには教育者・体育功労者として活躍した島尻実辰という人物が知られている。島尻実辰は、『平良市史』第八巻資料編<sup>6</sup> 考古・人物・補遺（一九八八年、平良市教育委員会、以下「市史八巻」と略記する）によれば、空手の達人であり空手演武を教育プログラムに導入し、また一九三二年に開かれた沖縄県の陸上競技大会百メートル競技で優勝したという（執筆者・小禄恵良、二七七頁）。

## 染地氏の来歴と支流家譜

染地氏は、第四代砂川大首里大屋子（頭）実忠を祖とする。実忠について、「宮古島在番記」には「同〔万曆〕四十八年（一六二〇）、頭役被仰付、崇禎五年（一六三二）迄、勤役十三年／染地氏尻染地砂川大首里大屋子 実忠 字マツ」とある（『平良市史』第三巻資料編<sup>1</sup> 前近代、一九八一年、平良市役所、九一頁。以下「市史三巻」と略記する）。また、「砂川大首里大屋子次第」には、「同〔万曆〕四十八庚申ヨリ 同〔住所〕 下地ニ改名尻そら 字まつ」と記される（前掲書、三七頁）。染

地氏宗家の家譜は現在知られておらず、実忠の事績は不明である。

現在、染地氏の家譜は、「染地氏家譜支流（系祖三世実理）」（以下、「系祖三世実理家譜」という）が知られている（「市史八巻」所収）。三世実理は二世実頼の子である。同家譜には二世実頼について、「〔砂川親雲上実忠為〕<sup>ちやくしたつとといえども</sup> 雖 嫡子、依命父不家督／勤職位階生卒不詳故<sup>これをやくす</sup> 略之」とあり（前掲書、六〇八頁。／は原文改行を示す）、三世実理を系祖としている。実頼は新里与人まで昇進している（前掲書、六一二頁）。しかし三世実理の実父は、「忠導氏平安名目差玄<sup>空白</sup>□」<sup>（空白）</sup>となつてゐることから（同前）、嫡子がなかったために廢嫡となつたのではないだろうか。実忠には、本史料「系祖二世実元家譜」の二世実元と「系祖三世実理家譜」の実頼のほかに家統を継いだ今一人の男子がいたこと、実元と実頼は兄弟であつたことがわかる。

染地氏の家譜で生年や事績がわかるのは、三世からである。「系祖三世実理家譜」によれば、実理は崇禎九年（一六三六）の生まれで、川満与人が最終役職となつている（同前）。「系祖三世実理家譜」の家系は砂川姓を名乗っている（前掲書、六一九頁）。「系祖二世実元家譜」は、平良系統が砂川姓、伊良部系統が島尻姓となつている。染地氏と考えられる姓に川満姓があるが（たとえば「市史八巻」、人物編）の「川満実祥」、二四七頁）、「系祖三世実理家譜」から分家（小祖）となつてゐるのは、五世実寛で「西仲宗根与人仲籠為小祖」とあることから（前掲書、六〇八、六〇九頁）、この系統に属するのではないだろうか。「市史八巻」（人物編）には、「垣花」姓も見られる（前掲書、一三〇頁）。文献では示せないが、染地氏系統の姓にはほかに池村姓、平良姓があると見られる。

### 「系祖二世実元家譜」解説

#### （1）家譜に見る主な事績

家譜記載順（後掲）に沿つて、事績を見ていきたい。初期の人物については、先に述べた。家譜のなかで、最初に豊富な情報量があるのは七世実時（No.6）である。

実時は、雍正七年（一七二九）に生まれ、乾隆十五年（一七五〇）に仮若文字という公職についてゐる。その後、川満村の耕作筆者、杣山筆者を経て、乾隆三十六年（一七七二）に池間目差となつてゐる。一七七一年は「乾隆大波」（いわゆる「明和の大津波」）が起きた年であるが、これについての記載は特にない。乾隆四十年（一七七五）には、王府の御物奉行より「褒書」を受けてゐる。その理由は、次のとおりである（大意）。

池間・前里の二村は、佐那浜（佐良浜）に耕作地があり、そこに住居をかまえて耕作をしてゐる。ところが、用水がないために伊良部・国仲両村まで水汲みに通い、また大地（宮古本島）まで渡つて用水を得るようなこともある。そのため、耕作の差し支えになつてゐる。百姓たちと相談し、さは沖（鯖沖）という所に井戸を掘り、用水をたやすく確保できるようにし、佐那浜居住（池間・前里両村）の人々の役に立つてゐる。今後も役務に励むように。

この「褒書」の内容で重要な点は、鯖沖井の開削年代が一七七一年から一七七四年の間に比定できることと、用水に不自由をきたすまでに人口増加があつたことが窺われることである。「佐名浜」に池間島の人々が定住し耕作行つてゐることは、向裔氏（平良）二世朝宣の乾隆十三年（一七四八）の家譜記事にも見える（「市史八巻」、五三四頁）。このときは、耕地の開墾と作付増、布晒所を近隣に設置し

たことよって褒賞されている。一七六六年には、池間村を分割して新たに前里村が新設されているが、池間村の人口増加は、池間島ではなく佐那「名」浜における人口増加と結びついていたことが窺われる。「与世山親方宮古島規模帳」（一七六八年）によれば、伊良部島の海方切（管理責任）が池間村と前里村に区分されている（前掲「市史三巻」、六二六〜六二七頁）。

※佐良浜という地名呼称は小学校名に由来する。置県直前の「宮古島諸村公事帳」（一八七三年）には池間村の「佐名浜番所」が記されており、『沖繩県史料 前近代7 首里王府仕置3』、一九九一年、沖縄県教育委員会、二八三頁）、表記を間違えることはないと考えられる。小字「佐名浜」ある。なぜ、「佐良浜」となったか不明である。ご教示を請う。

八世実与は（No.25）、咸豊元年（一八五一）に下里村の耕作仮筆者となり、伊良部村、前里村の耕作仮筆者を経て、同治二年（一八六三）長浜村杣山筆者となっている。この時期に、学問の機会がほとんどなかったと考えられる伊良部島に居住しながら役人となることは極めて珍しい。伊良部島においても学問の機会があった可能性もある。

「系祖二世実元家譜」のなかで、特筆すべきは九世実与（No.30）の事績である。九世実与は、道光十八年（一八三八）に生まれている。一八六四年の褒賞記事には、「長浜村二番与頭仲松尔也男子」とある。家譜および系図では父は、「松原尔也実美」（No.24）となっている。仮称「ニヤ号」と名乗り（実与）は、成人儀礼である片髪（かたかもし）を結うときに付けられる。七世実美は、嘉慶十四年（一八〇九）に生まれ、道光二年（一八二二）に片髪を結っており、このときは「仲松尔也」を名乗り、その後「松原尔也」に代わったと考えられる。このような事例は、近世においてはしばしばあるが決して多いとい

う訳ではない。また、近世琉球社会では、「五人組」があったことは知られているが（又吉よね子「多良間島の組制度―子年惣頭帳を中心として―」、一九九六年、『沖縄民俗研究』第16号）、「与頭」という役職が文書に記された事例については筆者は初見である。

※「ニヤ号」は「仁也」「仁屋」「尔也」「にや」と多様な表記があるため仮に「ニヤ号」と称する。

さて、一八六四年の九世実与（当時与頭）の事績について、以下に大意を示しておく。

長浜村は、長年にわたって疲弊し諸上納も調べかね未進穀も増えている。これに加え上納高も村力に対し不相応の負担となっている。そのため、「利借」や粟以外のもろもろの物産で繰り替えてやつと納めてきている。

そのような状況であるため毎年「負荷（負債）」が増え疲弊しており、このままでは村が立ちゆかなくなってしまう。そのような事態であるため、工夫して下知し未進穀を軽減させることが肝要であるその趣旨を「筆者・二才頭・村頭」らと丁寧な塾談した。

このような吟味を行い、村中を三手に分け、系持（士族）・百姓たちの畠所持の多少、地味の善し悪しを調査した。そして、畠地の持不足や痩せ地しか持っていない者へは、持ちすぎの者から譲り渡し、また村中で開墾し土地を配分し、農作に励むように申しつけた。ところが、去々三・四月頃から長く旱となり、作粟は枯れかかってしまった。そのような折り、また五月初め頃には大雨が降り、傾斜地の土は流され、低地には水が長く滞留した。このように作粟は大きな被害を受け不作となり、上納穀も調えることができない状態である。しかたなく、五〇

石九斗四升は未納となった。

このままではこれからも負債が増えていくことになるため、系持・百姓たちすべては氣力が衰えているようにみえる。しかし、これまで以上に精励しなければならぬため、「筆者・二才頭・村頭」と重ねて熟談し、彼らを差配し作場に毎日詰めさせ、役人も普段から見回り下知を加え、村人が所持している畠を油断なく耕させた。

その上、模合地を一万千三百式拾八坪開墾するとともに、長浜村は以前から塩焼方の技術があるが、塩田が減っていたことから、適切な場所を見合せ広げさせた。面積を配分し三年の期限内で授け、農事の暇々に「筆者・二才頭・村頭」などが「系持・百姓」を干場へ列出し、真塩を焼くように指示した。ローテーションは、与人・目差が「筆者・村頭・二才頭・村頭」と共に、「大地方之役々末々」(蔵元役人)と相談して決めた。

そして「諸田舎原屋とり辺之者」(下地島に居住している人々ことか)には、粟・小麦などを粟の代わりに納めさせ、未進穀と年分上納米などに振り向けたので、去々年の未納穀と前々未進石二十五石六斗七升八合三勺九才を納め、内貯えとして十五石、合計九十一石六斗七升八合三勺九才、去年の仕上世(王府への貢納)・所遣割符(蔵元への貢納)の外も、準備を終えている。

伊良部染地氏繁栄の礎を築いたのは、八世実与の功績といえるであろう。なお、一般的に、与頭は沖縄本島地域では百姓身分の役目であるが、伊良部島の場合士族といえども農業で生計を立てていることから与頭となったのであろう。また、この記事によって、建前上は粟「石」で表記されていても、様々な産物での上納があったことがうかがえる(この事例では塩)。この点も、貢租とはなにか、石高

制は如何に機能したか、重要な論点解明の一助になると思う。

## (2) 養子縁組をめぐる問題

養子縁組の最初の事例は、七世実公(No.13)である。家譜には実父と実母の名が記され、養子であることは明らかであるが、その年月は記されていない。系図の付記欄に「平良仁也、雖為白川氏惣横目恵□(当)(十五世)、妾腹之子。実時依無継子、嘉慶七年(一八〇二)壬戌三月二十三日依訟為智猶子」とある。智養子の事例はないわけではないが極めて珍しい。七世実公「恵当」は乾隆二十九年(一七六四)の生まれであるから、単純計算で三十八歳のときに六世実時(一七二九年生、没年不詳)の智養子となり、実公を名乗っている。七世実公「恵当」は「系祖二世実元家譜」の実時の娘「免嘉」(二七六八年生)とすでに婚姻関係にあり八世実友(乾隆五十九年(一七九四年)生まれ)がおり、母は「土原氏多良間仁也春□(空目)女、宇毛」となっている。「白川氏家譜正統」の系図にも、同様なことが記されている(「市史三卷」、一七六頁)。

※十五世恵当「実公」には、屋真という「仲筋村百姓宇楚魯女」との間に男の子がいる(一七六五年生、同前)。

七世実公「恵当」の子八世実友(No.23)の養子としなかったのは世代が飛ぶため六世実時の智であった恵当「実公」を養子としたのであろう。

次に七世実克の事例を見て生きたい。七世実克も六世字実時の養子である。系図では七世実公の弟となっている。しかし、七世実公によって、六世実時の養子としたいという申請が「未」年(一八三五)になされている。六世実時は一七二九年の生まれであるから、この時点で逝去していたと考えられる。原文を示してみたい。

口上覚

湛孫氏長浜村跡目島尻筑登之系内もた

島尻筑登之宣克

右乍恐申上候。私事行歳七拾九相成候処、子共生産無之、一分之働を以、乍漸助命仕、其上先祖位牌惣而、私界抱仕候処、嫡流之儀塩川与人実時事、系絶相成一門之内二茂、跡目可継者不罷居、至極悶入申事も御座候。依之、奉願候儀、恐入奉存候得共、彼島尻筑登之事、親類方之由緒二而、跡目之相談を以家内江召入、四季之祭礼為致執行申事御座候条、何卒実時跡目、宣克江相続仕候様、被仰付被下度奉願候。此旨、宜様御取成奉願候。以上

未 染地氏尻間故塩川与人跡目平良也嫡子もさ系  
内西里村

十二月 砂川筑登之

右通相違無御座候間、願之筋御取揚被下度奉存候。以上

未 一門故平安名与人二男  
波平尔也

同 嘉手苺目差

※以下役人奥書連名略す  
大意は、次の通りである〔前略〕。

恐れながら申し上げます。わたくし事、数え七十九歳となりましたが〔一七六四年生、七十一歳実際には〕子供〔男子〕に恵まれず、細々と暮らして参りました。そして先祖の位牌等私が継承管理して来ました。しかしながら〔系祖〕嫡流である塩川与人実時の家統は継絶となり、一門の内にも跡目を継ぐ者がおらず、煩悶しているところです。そのような事情で、親類筋にあたる「島尻筑登之」を跡目とすべく家内へ迎え入れ、四季の祭礼を継承させていただきました。どうか、実時の跡目を宣克に仰せつけて下さい。

この口上覚は「故塩川与人跡目平良也嫡子もさ」のものであるが、「もさ」とは七世実公と考えられる。宣克は、乾隆四十九年（一七八四）生まれ、一八三五年当時単純計算で五十一歳、実公の養子としても不思議ではないが、やはり六世実時の功績が大きかったので実時の継子としたのであろう。なお、先述のように実公には、嫡男実友がいたが、実友には女子しかおらず、祭祀継承ができない事情があったと思われる。

今ひとつ「口上覚」から分かる重要なことは、伊良部の染地氏が「系祖二世実元家譜」の嫡流であったことである。口上覚にも「嫡流之儀」と記されていること、系図の系譜を見ても嫡流で明らかであることである。すなわち、「系祖二世実元家譜」の嫡流（伊良部染地氏）の男系家筋は、白川氏となり、白川氏から湛氏・湛孫氏へとなった。家譜は、何らかの事情で平良に移転したと考えられる（後述）。

「系祖二世実元家譜」には、八世（九世No.52）実寿の事例もある。「口上覚」の大意を示すと以下の通りである。

嫡家の伯父七世実教（No.16）は、道光二十五年（一八四五）に亡くなったが子がなく系統が絶えました。残念でありましたが、「本家之甥孫」にあたる私の嫡子である九世実寿に位牌と家屋敷を引き渡し、跡目とするため四季の祭礼を執り行ってきました。私には、二男の小禄仁屋がおりますので、嫡男の実教の相続させるをお願いいたします。

この口上覚は、八世実政の嘆願である。嫡男を他家に養子に出すということは、家格が七世実教の方が上であったことを示していると思われる。系図を見れば、伊良部染地氏に次いで、「系祖二世実元家譜」の上とみられる。この口上覚は、一八六四年に出されており、

九世実与が褒賞された時期と重なる。「系祖二世実元家譜」は嫡流である伊良部染地氏は養子に二世代にわたって家統を継がせている。平良染地氏の家統に家譜が移動した可能性はあるが、その理由は不明である。系図から推するに、平良染地氏の方が男系家筋を濃く継承しており、実寿の家統継承とともに平良に家譜が移った可能性もある。

### 湛孫氏について

湛孫氏は、首里湛氏の系譜を引くと考えられる。『氏集 首里那覇』（一九八三年増補版、那覇市企画部市史編集室、以下『氏集』と略記する）によれば、湛氏には名嘉真、屋良、伊良皆、数珠、又吉の家名（名島）がある（三二頁）。「宮古島在番記」によれば、乾隆二十一年（一七五六）に「伊良皆里之子（筑登之）親雲上」、乾隆三十四年（一七六九）に「名嘉真里之子（筑登之）親雲上」、乾隆四十三年（一七七八）に「伊良皆里之子（筑登之）親雲上」が在番筆者として赴任しており（『市史三卷』、一〇〇、一〇二、一〇三頁）。そのいずれかの子孫である可能性が高い。在地性の高い「島尻筑登之」を名乗っていることからすると、湛孫氏の伊良部島への移住は十八世紀前後であろうか（伊良部島への土族定住については本号「衡平氏家譜」補遺―伊良部島における家譜・土族成立の背景・来歴」を参照していただきたい）。ちなみに、首里湛氏には、和文学者で高名な屋良宣易（一六五八―一七二九）がいる。『沖繩大百科事典』には、屋良宣易について次のように記されている（沖繩タイムス社、一九八三年、七六一頁、王代記年は省略した）。

和文学者。唐名は湛令望。たんれいぼう〔中略〕同〔73〕年中城王子尚純に従って楽童子として上国〔鹿児島〕、約2年滞在しており、早く

から才能が認められていたことがわかる。〔中略〕とくに書札の法に（書翰法）にすぐれ、1713年には国相・三司官名で石嶺真忍に教えるように命じられ、真忍は9年も弟子としてしている。和文学に通じ、多くの人たちが集まってサロンを形成したらしい（原文は横組みであるためアラビア数字のまま引用した）。

### おわりに―身分制社会と家譜―

前近代「人头税制」下の先島では「系持」士しか役人になれなかった。系持の特権とはなんだろうか。

第一に、「家譜」の継承である（先祖祭祀⇨位牌も継承するがそれは特権とはいえない）。家譜の継承は、単に紙上の家系の記録を継承するだけではない。家譜に記された先祖の功績（先祖の物語⇨家柄）も継承する。家柄の継承によって、学問を会得する機会を与えられ、役人に登用への道を獲得することになる。そして、先祖祭祀やその他の儀礼のたびに一族が集まり先祖の物語が語られる。そして、支配階級としての系持イデオロギーを獲得していく。このイデオロギー獲得は、商人のいない前近代琉球社会では重要である。このイデオロギーによってしか、学問に励むことによってしか栄達への道をめざす動機は生まれまいからである。

第二に、役人になれば「扶持」ふち「給与」が支給される。役人になれない系持は農業も行っていたと考えられるが、そのような場合、役人になると扶持が加算されることによって収入が増えるわけである。第三に、税負担が軽くなる〔特に蔵元費〕という経済的メリットがある。



- ⑬ 計座ノ母白川氏水納目差寛行妾腹之女免嘉ノ道光三癸未十一月二日生
- ⑭ 龜ノ母馬統氏翼固尔也良智良女屋真ノ道光十一年辛卯十一月九日生
- ⑮ 免嘉ノ母同姉龜ノ道光十六年丙申八月十五日生
- ⑯ 金免嘉ノ母白川氏伊良部尔也恵都長女蒲戸ノ道光二十年庚子十一月九日生
- ⑰ 嘉那ノ母益茂氏仲宗根仁也昌免四女坊ノ道光三十年癸未十二月三日生
- ⑱ 龜ノ母宮金氏跡目平安名尔也實用二女松ノ嘉慶十七年壬申十月九日生
- ⑲ 嘉那ノ母下里村百姓武佐女ノ嘉慶十四年己卯七月二十三日生
- ⑳ 嘉那ノ母同姉嘉那ノ道光二年壬午十二月二十日生
- ㉑ 蒲戸ノ母同姉嘉那ノ道光五年乙酉三月五日生
- ㉒ 蒲戸繼子也
- ㉓ 龜繼子也ノ同姉嘉那ノ道光十年庚寅十二月十四日生
- ㉔ 免嘉ノ母宮金氏多良間尔也實康二女免嘉ノ道光十八年戊戌八月二日生
- ㉕ 屋真ノ母宮金氏平良尔也實篤二女免嘉ノ道光二十四年甲辰三月二十四日生
- ㉖ 金免嘉ノ母滋孫氏爲尻仁也言得長女蒲戸免嘉ノ同治四年乙丑十一月七日生
- ㉗ 蒲戸免嘉ノ母同姉金免嘉ノ同治七年戊辰九月九日生
- ㉘ 蒲戸免嘉ノ母白川氏平良尔也恵寄三(安脱カ)嘉那ノ同治八年己巳十一月十六日生
- ㉙ 蒲戸免嘉ノ母白川氏平良尔也恵寄三(安脱カ)嘉那ノ同治八年己巳十一月十六日生
- ㉚ 蒲戸免嘉ノ母白川氏伊良部尔也恵都長女ママ度ノ道光二十年庚子十一月九日生

### 系図凡例

- 系図記載様式は、『平良市史 第三巻』を参照したが、系図中の補記を同一頁に記した。また、男子の場合でも
- 1 重要な補記は示した。さらに、家譜中の記載順を名前の下に示し、女子については、上から、そして右から順に○囲みで番号を付した。
  - 2 家譜の解釈にあたって、重要と思われる部分には、太線または太破線(伊良部系)、矢印を付した。
  - 3 名前については、近世文書では必ずしも旧漢字ですべて記載されていないため、原則新漢字で表記した。
  - 4 家譜中重要な人物には、薄灰色で塗りつぶし、系図中には見えないが家譜から補った人物については、網掛で示した。

### 本文翻刻凡例

- 1 翻刻にあたっては、原則として旧漢字は新漢字に直した(名前も同様である)。原文草書中、而(て)、江(へ)、茂(も)等の助詞は、行書体とした。
- 2 系図との比較を容易にするため、各人に連番を付した。
- 3 一部例外を除いて、原則として同時代の修筆と考えられる朱字は、これを採用し、修筆前の文字は示さなかった。しかし、朱筆による補筆はゴシック体で示した。また、明らかな誤字は、「」で補筆した。近世の慣用的誤用「完(つづ)宛」と示した。
- 4 長文については原文にはない、句読点を付した。また、難解な文章には、一部ふりがなを付した。
- 5 系図は和系格できざれているが、「市史三巻」の表記体裁をベースに若干の工夫をした。



染地氏家譜支流

記録

1 久貝与人実元

童名真佐利 号鶴運紹高

父砂川親雲上

母及生日忌日不伝

勤職位階不詳

2 友利目差実利

童名亀

父実忠二代久貝与人実元

母松原目差女、むすめ嘉那

順治二年乙酉八月十六日生

尚質王世代

順治十八年辛丑八月十五日、結敬髪

康熙六年丁未十二月十四日、任友利目差

尚貞王世代

康熙九年庚戌、為貢物宰領、五月七日、漲水開船、到于中山、公

事全竣終、十二月十五日、帰島。

同十七年戊午十二月十五日、為多良間島詰役

同十九年庚申、従多良間島、帰帆之洋中、遭猛風、行方不知。享

年三十六、号本空

3 久貝仁屋実行

童名毛佐

父実忠三代実利

母向裔氏下地親雲上朝裔女、松

順治二年乙酉十月十七日生

康熙五十年辛卯六月六日去、寿八十二、号慈観

康熙七年戊申八月五日生

尚貞王世代

康熙二十三年甲子九月十日、結敬髪

同五十一年壬辰四月二十一日、為久貝村耕作当

尚敬王世代

康熙五十八年己亥十二月二十日、叙赤八卷

乾隆七年壬戌九月日去、享年七十五、号宗寿

4 友利仁屋実久

童名毛佐

父実忠四代実行

母向裔氏根間立宮国目差朝行女、松

康熙十八年己未三月五日生

康熙三十三年甲戌九月十三日生

尚益王世代

康熙五十五年辛卯八月十五日、結敬髪

尚敬王世代

乾隆二十三年戊寅八月七日去、行年六十二、号一照

5 久貝仁屋実秀

童名鶴

父母同兄実久

康熙六十一年壬寅八月十一日生

尚敬王世代

乾隆二年丁巳五月五日、結欵髮

同三十二年丁亥十一月十日去、行年四十五、号自得常安

## 6 塩川与人実時

童名三良

父実忠五代実久

母佐久本親雲上女、免嘉

雍正七年己酉六月五日生

尚敬王世代

乾隆十年乙丑八月十五日、結欵髮

同十五年庚午十一月二十五日、為仮若文子

尚穆王世代

乾隆十九年甲戌十二月五日、為川満村耕作筆者

同三十三年戊子五月十日、同村、為杣山筆者

同三十六年辛卯四月十七日、池間目差

同四十年乙未、諸帳、為御届、從馬艦、到中山、公事全竣、帰島。

同年、從御物奉行所、賜御褒書

池間・前里式ヶ村之儀、佐那浜江作場有之、彼所江屋とりを構相

住居、致作識候処、用水無之処二而、伊良部・国仲両村より汲通

へ、大地江漕渡汲取候事も有之、耕作方手障之費相成、別而不自

由有之候処、右之面々氣を付、百姓中熟談之上、さは沖子（沖子）申所江

井戸掘出、用水輒（たたく）相達、永代所之為相成候段、式ヶ村百姓中書

□□□、在番・頭申越有之、殊勝之働、被召思候。向後、万端致

勤務候様可被申伝旨御差図之由、被仰下候事。

乾隆四十二年丁酉十月九日、叙筑登之座敷

同四十五年庚子、中立船、為作事、至八重山島、首尾能帰島。

同四十八年癸卯、御物穀、為宰領、從後立船、至中山、出物御注

文拝役被仰付、翌春帰島

附諸帳持登、引合方無遅々勘定方例年相替早々相遂候由、神妙

存候間、此旨勘定奉行口達二而、可被申渡旨段、三司官御方御書

付有之候事。

乾隆四十八年癸卯九月七日、任佐和田与人

## 7 運天仁也実成

童名毛佐

父母同兄実時

雍正十一年癸丑五月一日生

尚敬王世代

乾隆十二年丁卯七月八日、結欵髮

尚穆王世代

乾隆三十八年癸巳十月十六日、為来間村耕作仮筆者

乾隆三十八年十二月一日、為西仲宗根村耕作筆者

同四十九年甲辰九月十三日、叙筑登之座敷

同年九月十二日去、行年五十二、号菊林自芳

## 8 砂川仁也実好

童名武太

父母同兄実時

乾隆三年戊午六月十五日生

尚穆王世代

乾隆十八年癸酉二月二十日、結敬髪  
嘉慶七年壬戌十一月十九日去、号自心了性

9 久貝仁也実村

父同兄実時

乾隆七年壬戌八月十日生

尚穆王世代

乾隆二十六年辛巳九月十二日、結敬髪

10 友利仁屋実光

童名真津

父実忠五代久貝仁屋実秀

母新備氏池間仁也利口女、龜

乾隆十一年丙寅五月五日生

尚穆王世代

乾隆二十七年壬午九月九日、結片髪

11 嘉手苺仁也実良

童名坊坐

父母同兄実元〔光〕

乾隆十五年庚午七月十日生

尚穆王世代

乾隆二十八年癸未八月十五日、結敬髪

嘉慶十四年己巳八月十日去、行年六十、号即空道心

12 実守

童名蒲戸

父母同兄実元〔光〕

乾隆二十二年丁丑八月十五日生

13 平良仁也実公

童名武佐

父実忠六代実時

母迎立氏松原筑登之完道女、免嘉

実父白川氏大根間惣横目友利親雲上恵当

実母仲筋村百姓宇増呂女、真志良

乾隆二十九年甲申七月七日生

14 島尻仁也実克

童名仁喜屋

父母同兄実公

実父湛孫氏松原尔也宣唯

実母長浜村百姓赤頭池間尔也女、山戸

乾隆四十七年壬寅十月十日生

尚穆王世代

嘉慶二年丁巳八月十五日、結片髪

尚育王世代

道光七年丁亥八月八日、筑登之座敷頂戴

口上覚

湛孫氏長浜村跡目島尻筑登之系内もた  
島尻筑登之宣克

右乍恐申上候。私事行歳七拾九相成候処、子共生産無之、一分之  
働を以、乍漸助命仕、其上先祖位牌惣而、私界抱仕候処、嫡流之

儀塩川与人実時事、系絶相成一門之内二茂、跡目可継者不罷居、

至極悶入申事も御座候。依之、奉願候儀、恐入奉存候得共、彼島

尻筑登之事、親類方之由緒二而、跡目之相談を以家内江召入、四

季之祭礼為致執行申事御座候条、何卒実時跡目、宣克江相続仕候

様、被仰付被下度奉願候。此旨、宜様御取成奉願候。以上

未 染地氏尻間故塩川与人跡目平良尔也嫡子もさ系内西里村

十二月 砂川筑登之

右通相違無御座候間、願之筋御取揚被下度奉存候。以上

未 一門故平安名与人

二男

波平尔也

同 嘉手苺目差

此表相違候間、帳物其取払可被致候。以上

申三月

平良親雲上

砂川親雲上

新垣里之子親雲上

津波古筑登之親雲上

喜名親雲上

仕上世・所遣・勘定・系図、西里・長浜村

役人

尚育王世代

道光二十一年辛丑十月十七日、為仲地村耕作仮筆者

不禄年号月日不詳

15 実悟

童名武佐

父実忠六代実成

母益茂氏嘉久盛国仲仁也昌口女、免嘉

乾隆二十年乙亥八月十五日生

同三十一年丙戌七月十三日去、行年十二

16 砂川仁也実教

童名松

父母同兄実悟

乾隆二十三年戊寅九月九日生

尚穆王世代

乾隆三十三年庚寅十二月二十二日、結片髪

尚瀨王世代

嘉慶二十三年戊寅八月九日筑登之座敷頂戴

17 奥原仁也実正

童名蒲戸

父母同兄実悟

乾隆二十六年辛巳十月十日生

尚穆王世代

乾隆四十二年丁酉六月二十一日、結敬髪

尚瀨王世代

道光五年乙酉七月二十三日去、号義翁宗光

18 砂川仁也実真

童名屋真

父母同兄実悟

乾隆二十九年甲申九月十一日生  
尚穆王世代

乾隆四十五年庚子九月十三日、結敬髮

19 実均

童名嘉那

父母同兄実悟

乾隆三十四年己丑二月二十日生

20 砂川仁也実喜

童名屋真

父実忠六代実好

母白川氏川底之長堂仁也惠本長女女、亀

雍正十三年乙卯三月七日生

乾隆二十六年辛巳七月十日生

尚穆王世代

乾隆四十一年丙申五月四日、結敬髮

21 実福

童名蒲戸

父母同兄実喜

乾隆二十八年癸未八月十八日生

同三十二年丁亥五月十五日去、行年五

22 実輝

童名蒲戸

父同兄実喜

母善持氏来間与人紹口女、保那

乾隆三十四年己丑六月三日生

23 実友下地仁也

童名武佐

父実忠七代平良仁也実公

母土原氏多良間仁也春口女、宇毛

乾隆三十年乙酉三月三日生

乾隆五十九年甲寅六月十七日生

尚瀬王世代

道光三年癸未正月十五日、結敬髮

24 松原尔也実美

童名屋真

父実忠七代島尻筑登之赤頭実克

母長浜村長崎尔也女、免嘉

乾隆四十七年壬寅九月九日生

嘉慶十四年己巳正月二十三日生

尚瀬王世代

道光二年壬午九月二十日、結片髮

〔尚泰王世代〕

同治二年癸亥七月二十四日去、号全心宗清

25 島尻尔也実永

童名蒲戸

父母同兄実美

尚灝王世代

道光四年甲申八月九日、結片髪

尚泰王世代

咸豊元年辛亥四月二十三日、為下里村耕作飯筆者

同二年壬子二月十一日、伊良部村、為耕作飯筆者

同八年戊午二月二十六日、前里村、為耕作飯筆者

同治二年癸亥十月二十六日、〔為脱力〕長浜村杣山筆者

同治十年辛未五月十一日去

26 実言

童名松金

父母同兄実美

嘉慶十九年甲戌十月十三日生

同二十二年己亥八月二十一日去

27 島尻尔也実延

童名蒲戸

父母同兄実美

嘉慶二十一年丙子十二月十日生

尚育王世代

道光八年戊子九月二十日、結片髪

道光二十九年己酉十二月七去、号本覚宗性

28 砂川尔也実奉

童名松

父母同兄実美

道光二年壬午九月十日生

尚育王世代

道光十四年甲午十一月二十二日、結片髪

29 実解

童名松

道光四年甲申八月十七日生

30 実与島尻尔也

童名屋真

父実忠八代松原尔也実美

母白川氏下里筑登之恵章三女、免嘉

嘉慶十二年丁卯十一月二十八日生

同治三年甲子六月十六日去、号寿山妙永

道光十八年戊戌九月九日生

尚泰王世代

道光三十年甲戌八月二十一日、結片髪

口上覚

長浜村二番与頭仲松尔也男子

島尻仁屋

右乍恐申上候。口愛村之儀、年来疲入、諸上納物涯々調兼、未進

穀等太分相疊、是懸而、年分上納毎、所柄不相応之持高二而、年々

利借亦者諸色繰廻等之働を以、漸夕為相達候事二而、右之儀振合

を以、年増負荷(負債)致増長疲労之所柄、往々可立行様不罷成、

右二付而、一旦手替之下知方を以、右未進穀、皆目持高相軽目さ

せ手段、肝要之事二而、此趣、筆者・二才頭・村頭共江も叮嚀申

談、何れ吟味之上、村中三手相賦、系持・百姓共畠地所持之多少、且地方厚薄等、一々相糺候。持不足又者薄地杯之者共江者、持過之方より讓渡、且、村中二而開地杯を以相渡させ、農事向出精引勵候央、以之外、去々年三・四月比長旱仕、作粟都而枯懸り候折、猶又五月初比二者、大雨降坂成之所者引流、且、底地之表者水長滯二而、右作粟、段々災変差合、到而不饒之作柄成立上納穀、全可相調様無之、不是非。五拾石九斗四升之分者致不納、猶以先様荷高相増候付、系持・百姓共都而、毎日心力相怠候体相見得、右二付而者、猶々下知方出精引勵不申者不叶境節二而、筆者・二才頭・村頭江者、毎度熟談、各手賦之作場毎日詰込させ、私共二茂不断廻見、下知を加、面々所持之畠々、無油断相耕させ候上、模合地茂壺万千三百式拾八坪、明開させ、尤、右村之儀、素より真塩焼方取覚居候処、干場狭り出実少有之候付、場所柄見合明広候上、坪分を以、三年渡置、農事之隙々者、筆者・二才頭・村頭二而、系持・百姓干場列出、真塩焼繰合方之儀者、私共并筆者・村頭・二才頭・村頭共二而、大地方之役々末々、又ハ諸田舎原屋とり辺之者共江茂相談を以、粟・小麦杯二而繰替、右末進穀并年分上納米杯二差向させ候故、右去々年不納穀并前々未進式拾五石六斗七升八合三勺九才、内貯拾五石、都合九拾壹石六斗七升八合三勺九才、去年仕上世・所遣割符之外、取調置申候。依之、奉願候義、御都合之程茂如何敷奉存候得共、前件申上候得共通、疲労之所柄、前々より之未進穀并去々不納穀等太分相疊之調達方、至極難儀之砌、右様出精下知方引勵、去子年上納米も懸而、過分之穀高全取調置、尤未進穀之儀、去年迄惣皆納二而、先様持高格別相軽させ候上、凶年之用意迄も村向相貯、旁所之為筋相成候儀、右面々私共下知を受、出精為相働故二御座候間、右苦勞之程格別

之御見合を以筆者耆人、加勢一人者上国壹度完〔宛〕之勲功御取持、二才頭三人、村頭三人御位頂戴仕候様、御賢慮被遊可被下度奉願候。右式村所之為筋取計候方江者、其功勞御取持を以、旅功又者御位被成下置候例も多々御座候由、内々承知仕、乍恐、此段成合申候様、御取成可被下儀、奉頼候。以上

子 長浜目差之時

正月

長浜与人

長浜与人之時

上地与人

右通、申出有之、吟味仕候処、彼村之儀年来疲入、諸上納物調兼及難儀候付、不断村所詰込系持・百姓共畠地所持之多少、地方之厚薄等相糺、不足之方江者持過之方より讓渡、農事向精々引勵候故、年貢上納無不足相調、且、去年長旱・大雨等之災変二逢、作事粟致不出来、上納穀五拾五石余致不納候処、是又当年貢懸而無不足取レ候上、前々未進穀年賦引勵式拾五石余致皆納、内貯をも拾五石取納、其外村所之為筋段々取計、役務之詮相立、殊勝之儀与存申候間、為御引勵、与人兩人者先様何敷願出之砌、其見合被仰付、加勢人共上国壹度完〔宛〕之勲功、二才頭・村頭共江者一階完〔宛〕之御位被成下度奉存候。此段御問合申上候。以上

子 宮古島頭

四月十四日 平良親雲上

同 砂川親雲上

同 下地親雲上

同在番筆者

城間筑登之親雲上

同

嵩原里之子親雲上

同在番

小禄里之子親雲上

同御使者

与座親雲上

御物奉行所

返答

本文遂披露、申越通、与人兩人者先様何歟願出之砌、其見合被仰付、筆者・加勢人共上国老度完〔宛〕之勲功、二才頭・村頭共江者一階完〔宛〕之御位被成下候間、其首尾方可被申渡候。以上

子

九月

富川親方

富里親方

宮古島

在番

御使者

頭

同治三年甲子九月十五日、赤八卷頂戴

同治五年丙寅八月二十九日、〔為〕島尻村仮耕作筆者

同治八年己巳十一月二十二日、〔為〕比嘉村耕作筆者

31 実僚松原尔也

童名蒲戸

父母同兄実与

道光二十一年辛丑十一月十三日生

尚泰王世代

咸豐三年癸丑十一月十日、結片髮

32 実花島尻尔也

童名蒲戸

父母同兄実与

道光二十四年甲辰十一月五日生

尚泰王世代

咸豐六年丙辰十一月十日、結片髮

33 実知垣花仁也

童名屋真

父母同兄実与

道光二十八年戊申十一月十日生

尚泰王世代

咸豐十年庚申十一月四日、結□髮

34 実侶島尻仁屋

童名蒲戸

父実忠八代島尻尔也実永

母馬続氏栗国尔也良智女、屋真

嘉慶十三年戊辰十一月八日生

道光二十一年辛丑十一月十日生

尚泰王世代

咸豐三年癸丑十一月十五日、結欝髮



同治六年丁卯十二月四日、為比嘉村耕作飯筆者  
同年十二月二十七日、為国仲村耕作飯筆者

35 実惠松原仁也

童名蒲戸

父母同兄実侶

道光二十三年癸卯十二月二十五日生

尚泰王世代

咸豐五年乙卯十二月十日、結片髮

36 実這島尻尔也

童名蒲戸

父実忠八代島尻尔也実廷

母白川氏伊良部尔也惠都長女、蒲戸

嘉慶二十年乙亥十月四日生

道光十八年戊戌十月五日生

尚泰王世代

咸豐四年甲寅十月十五日、結片髮

37 実員島尻尔也

童名蒲戸

父母同兄実這

道光二十二年壬寅十月十日生

尚泰王世代

咸豐五年乙卯十二月十二日、結片髮

38 実康島尻尔也

童名蒲戸

父母同兄実這

道光二十四年甲辰十一月十日生

尚泰王世代

咸豐九年癸未八月十五日、結片髮

39 実人松原仁也

童名蒲戸

父母同兄実這

道光二十八年戊申八月二十五日生

尚泰王世代

同治二年己亥十一月十二日、結片髮

40 実真島尻尔也

童名蒲戸

父実忠八代砂川尔也実奉

母玻立氏下地尔也泰資三女、免嘉

嘉慶二十三年戊寅七月八日生

道光二十六年丙午九月十五日生

尚泰王世代

咸豐八年戊午十一月四日、結片髮

41 久貝仁也実法

童名鶴

父実忠八代実良

母根間氏耕作筆者松原仁也定□女、免嘉

乾隆十三年戊辰六月三日生

乾隆四十四年己亥八月二十八日生

尚穆王世代

乾隆五十八年癸丑五月二日、結歛髮

42 実姓久貝仁也

童名武佐

父母同兄実法

乾隆六十年乙卯十一月三日生

尚瀬王世代

嘉慶十三年戊辰十月三日、結歛髮

43 与那覇仁也実年

童名真津

父実忠七代実正

母伊安氏祝嶺仁也方曹女、龜

乾隆二十三年戊寅七月四日生

乾隆五十二年丁未三月二十八日生

尚瀬王世代

嘉慶十二年丁卯三月二十日、結歛髮

44 運天仁屋実致

童名嘉免

父母同兄実生〔年〕

乾隆五十四年己酉五月二十五日生

尚瀬王世代

嘉慶十二年丁卯十一月十八日、結歛髮

45 実政砂川仁也

童名武佐

父実忠七代砂川仁也実真

母染地氏下屋久貝仁也実明女、免嘉

乾隆三十年乙酉十二月十五日生

嘉慶十五年庚午十一月二日生

尚瀬王世代

道光五年乙酉八月二十三日、結歛髮

46 実紹

童名武太

父実忠七代実喜

母益茂氏長間立仲宗根仁也昌□女、免嘉

乾隆三十年乙酉六月三日生

嘉慶八年癸亥正月二十日生

47 実徳

童名武佐

父実忠七代実法

母長浜村百姓女、松

乾隆四十三年戊戌十月十日生

嘉慶十五年庚午六月十三日生

48 実往

童名蒲戸

父母同兄実徳

嘉慶十五年壬申十二月二十日生

52 実寿

童名金殿

父実忠七代実教

父実政

実母宮金氏平良仁也寛篤二女、免嘉

道光二十六年丙午十二月二十六日生

49 実喬

童名松

父実忠七代実姓

母向裔氏与那覇尔也朝幸長女、松

嘉慶七年〔壬脱〕戊十月九日生

道光十五年乙未三月十五日生

尚泰王世代

咸豐十一年辛酉三月六日、結片髪

口上覚

染地氏尻間故塩川与人跡目故平良尔也嫡子もさ系内砂川にや実政

嫡子

砂川仁屋実寿

50 実綱

童名屋真

父実忠七代与那覇仁也実年

母益茂氏仲宗根仁也昌綿四女、坊坐

乾隆五十一年丙午九月三日生

道光九年己丑十一月五日生

51 実棟

童名蒲戸

父実忠八代運天仁也実致

母宮金氏平安名仁也寛用二女、松

乾隆五十七年壬子六月五日生

嘉慶二十三年戊寅八月十日生

を以、位牌、家屋敷等引渡、四季之祭奠さいてん為致執行申事二而、私二  
者次男小禄仁屋江相続仕度御座候間、何卒恐入慈悲被召思上、寛  
教跡目之儀、此節実寿江相続仕候様被仰付被下度、奉願候。此旨  
宜様御取成奉頼候。以上

子

西里村こもり

十二月

砂川仁屋

右通、相違無御座候間、願通被仰付被下度、到私共二も奉願候。

以上

子

親類我如古

十二月

平良仁屋

一門同村あさけ家

運天仁屋

右通、相違無御座候間、願通被仰付被下度、到私共二も奉存候。

以上

子

西里村目差

十二月

砂川仁屋

下知役

比嘉与人

西里与人

本文願通相違候間、帳面其首尾方可被致候。以上

申十二月廿日

平良親雲上

砂川親雲上

下地親雲上

山里筑登之親雲上

当真筑登之親雲上

嵩原里之子親雲上

熱田親雲上

花城親雲上

仕上世・所遣・勘定・系図、西里村々五ヶ所

役人

53 実共小緑仁也

童名屋真

父実忠八代実政

母宮金平良仁也寛篤二女、免嘉

嘉慶二十二年丁丑八月十一日生

道光三十年庚戌正月三日生

尚泰王世代

咸豐十一年辛酉六月三日、結片髪

54 実里

童名蒲戸

父同兄実棟

母下里村百姓武佐女、嘉根免嘉

乾隆五十八年癸丑七月九日生

道光七年丁亥八月十四日生

55 実昆

童名蒲戸

父母同兄実里

道光十年庚寅十二月十四日生

56 実序島尻尔也

童名蒲戸

父実忠九代砂川尔也実侶

母白川氏下地尔也恵愛二女、能知伝

道光十九年己亥七月八日生

咸豐十一年辛酉九月七日生

尚泰王世代

同治十二年癸酉十一月二十四日、結片髪

57 実宣

童名蒲戸

父母同兄実序

同治三年甲子十一月七日生

58 実位

童名蒲

父実忠九代松原仁也実恵

母湛孫氏島尻仁也宣得長女、蒲戸免嘉

道光二十一年己亥七月八日生

同治十年辛未十二月七日生

59 実堅

童名蒲戸

父実忠九代島尻尔也実真

母白川氏宮国仁也恵包二女、蒲戸免嘉

道光二十二年壬寅九月二十六日生

同治五年丙寅十二月十三日去

同治三年甲子十一月九日生

60 実運

童名蒲戸

父同兄実運

母白川氏松原尔也恵幸長女、金免嘉

道光二十七年丁未八月十日生

同治十一年壬申八月十日生

61 実祥

童名蒲戸

父実忠九代島尻仁也実這

母白川氏平良仁也恵寄三女、嘉那

道光十九年己亥七月八日生

同治二年癸亥十一月二十日生

62 実応

童名蒲戸金

父母同兄実祥

同治十二年癸酉八月十九日生

63 実順

童名屋真

父実忠九代松原仁也実僚

母宮金氏国仲仁也寛政二女、蒲戸

道光十六年丙申六月十日生

同治十一年壬申十月二十四去

同治二年癸亥十二月十日生

64 実箴<sup>しん</sup>

童名蒲戸金

父母同兄実順

同治八年己巳十一月五日生

65 実業

童名屋真

父同兄実順

母白川氏友利尔也惠嘉四女、松

道光二十八年戊申八月十二日生

同治十二年癸酉十一月十五日生

66 実堯

童名蒲戸

父実忠九代島尻尔也実花

母忠導氏新崎尔也玄運長女、松

道光二十四年戊〔甲〕辰正月十日生

同治六年丁卯十一月十四日生

67 実都

童名屋真

父実忠九代垣花仁也実知

母宮金氏耕作筆者垣花尔也寛長長女、免嘉

道光二十四年甲辰十月九日生

同治九年庚午八月四日生

68 実栄

童名蒲戸金

父同兄実都

同治十二年癸酉九月九日生